

○終わりに

本有識者会議においては、3回にわたって、平成22年度に独立行政法人化後のNCの果たすべき役割等について、幅広い観点から検討を行った。

独立行政法人制度は、中央省庁等改革の柱の一つとして、行政改革会議の最終報告において提言され、これをもとに創設されたものであるが、平成13年4月に53の法人が発足して以来、すでに6年余りの歳月が経過した。この制度は、法人に自律性・自主性を付与する反面、その業務の実績については、中期目標に照らし厳しく評価する仕組みとなっており、また、今後、独立行政法人を取り巻く環境はますます厳しくなるものと考えられる。

こうした中、独立行政法人化された後も、各NCが我が国の医療水準を向上させるための牽引車となり、その役割を実効性のある形で担っていくためには、持てる強みを活かしつつ、資源の選択と集中を行い、成果を生み続けられる仕組みとすることが必要である。

その際、NCが期待される役割を十分に果たせるよう、各NCごとに独立行政法人化すべきであり、また名称に「国立」の文言を継続的かつ独占的に使用できることが求められる。

なお、国民医療の水準向上の観点から、各NCが主導する医療クラスター等により生み出された研究成果について、いち早く国民が享受できることが求められ、とりわけ医療機器について、医療上特に必要性の高いものについては、優先的に迅速審査を受けられる仕組みの導入が求められる。

厚生労働省において、NCに係る独立行政法人の具体的な制度設計に当たっては、独立行政法人の先行例について十分研究を重ね、国民医療の進展に十分貢献できるセンターとして発展できるよう、所要の体制整備を期待する。

とりわけ、NCの担う研究、医療の均てん化、人材育成、情報発信は、国の医療政策の推進の根幹となる役割であり、国民からの期待に十分応える必要がある。

しかしこれらは、いずれも採算性の取れない分野であることから、研究機能を中核としたNCの特性を踏まえた運営費交付金や施設整備費補助金の仕組み等について整備するとともに、人件費についても、労働集約型事業の特性に留意して確保することが求められる。

また、外部の資金等の導入によって運営費交付金等が削減されるといった、NCの経営努力が阻害されることなく、経営努力が活かされる仕組みや、地方公共団体からの資金の受入の仕組みについても併せて検討することが求められる。

各NCの独立行政法人の名称や中期目標等の制度については、その企画・設計が肝心であるとの認識を十分に持って、本有識者会議の議論を踏まえ、今後の検討を進められたい。また、NCは国の責務を果たすために政策医療の牽引車であり続けることが必要であるが、求められる役割等が時代の要請に適応するよう必要に応じて見直すべきである。

併せて、患者・国民に向けては、NCが国の担うべき臨床研究及び医療の均てん化等の推進といった政策課題の達成を中心目的とすることについて、明確に発信していくことが求められる。

最後に、独立行政法人化後のNCの果たす役割が、我が国の国民医療の進展のみならず、国際保健の向上に寄与することを期待する。

国立高度専門医療センターの独立行政法人化について

「行政改革推進法」(平成18年6月2日 法律第47号) (抄)

<特別会計改革>

(国立高度専門医療センター特別会計の見直し)

第三十三条 国立高度専門医療センター特別会計は、平成二十二年度において廃止するものとする。

2 国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター及び国立長寿医療センターは、国立高度専門医療センター特別会計の負担に属する借入金に係る債務の処理その他これらの機関の事務及び事業の適切かつ安定的な運営を維持するために必要な措置を講じた上で、独立行政法人に移行させるものとする。

<総人件費改革>

第五十条 国有林野事業の実施主体及び国立高度専門医療センターについては、第二十八条及び第三十三条第二項に規定するもののほか、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行を検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2 主として政策の実施に係る国の事務及び事業のうち、自律的及び効率的な運営が可能と認められるものの実施主体については、特定独立行政法人以外の独立行政法人その他その職員が国家公務員の身分を有しない法人に移行させることを検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

「国の行政機関の定員の純減について」(平成18年6月30日閣議決定) (抄)

① 国立高度専門医療センターについて、今後ともナショナルセンターとしての機能を的確に果たせるよう、必要な制度的・財政的な措置を講じた上で自律的かつ効率的な事業運営を行うことにより、その機能の充実発展を図りつつ、非公務員型独立行政法人とする。これにより、国立高度専門医療センター関係5,629人について、5,600人程度を純減する。

② 以上のほか、次の見直しを行う。

- 一 法人化後を含め、業務の効率化や債務返済計画等について検討し、必要な措置を講ずる。
- 一 法人形態の検討に当たっては共通業務の合理化・効率化に留意するとともに、法人化後は、法人形態の如何を問わず中期目標の下で業務運営の効率化を図る。

「特別会計に関する法律」(平成19年3月31日 法律第23号) (抄)

(暫定的に設置する特別会計)

第六十七条 次の各号に掲げる特別会計を、この法律の施行の日から当該各号に定める年度の末日までの期間に限り、設置する。

一～十一 (略)

十二 国立高度専門医療センター特別会計 平成二十一年度

十三～十四 (略)

2～3 (略)